

旭川市キャラクターデザイン使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旭川市キャラクター（以下「キャラクター」という。）デザインの使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においてキャラクターデザインとは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 旭川市シンボルキャラクター・ロゴタイプ基本デザインシステム使用マニュアルに示すデザインとし、そのキャラクターの愛称は「あさっぴー」とする。
- (2) 旭川市サブキャラクター基本デザインシステム使用マニュアルに示すデザインとし、そのキャラクターの名称は「ゆっきりん」とする。

(使用目的)

第2条の2 市政への理解促進、旭川市のイメージアップ及びキャラクターのPRに寄与するものに使用するものとする。

(使用申請)

第3条 第2条第1号及び第2号に掲げるキャラクターデザインを使用しようとする者は、あらかじめ、旭川市キャラクターデザイン使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、これを市長に提出もしくは、旭川市電子申請システムに必要な事項を入力の上、必要な書類を添付して申請を行い、市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 市の機関が使用する場合。
- (2) 報道機関が報道の目的に使用する場合。
- (3) 個人が私的に使用する場合。
- (4) 学校等の教育機関が教育の目的に使用する場合。
- (5) その他市長が適当と認めた場合。

(使用承認)

第4条 市長は、前条本文の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、キャラクターデザインの使用を承認するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を承認しない。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (3) 不当な利益を得るために利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (5) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (6) その他市長が使用について不適當と認めたとき。

2 前項本文の承認は、電話またはメール等により行うものとし、申請者から希望に応じて、旭川市キャラクターデザイン使用承認通知書（様式第2号）を交付することにより行うものとする。次項において使用を承認しないときも、同様とする。

3 市長は、第1項ただし書の規定により使用を承認しないときは、その旨を申請者に通知するものとする。

4 市長は、キャラクターデザインの使用を承認するに当たって、必要な条件を付すことができる。

(使用承認期間)

第4条の2 デザインの使用承認期間は、特段の定めのない限りにおいて、申請のあった年度から起算し5年経過後の年度末（3月31日）までとする。

（使用料）

第5条 キャラクターデザインの使用は無償とする。

（使用上の遵守事項）

第6条 キャラクターデザインの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容及び第4条第4項の規定により付された条件に従って使用すること。
- (2) 使用マニュアルに定められた色、形状等に従って使用すること。

2 市長は、使用者が前項の規定に従わないときは、必要な改善を求め、又はその使用を中止させることがある。

（承認の取消し）

第7条 市長は、キャラクターデザインの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターデザインの使用承認を取り消すとともに、使用者にその旨を通知するものとする。

- (1) 第4条第1項ただし書各号のいずれかに該当し、又は第6条第1項の規定に反していると認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な手段によりキャラクターデザインの使用承認を受けたと認められるとき。

2 前項の規定による使用承認の取消しは、旭川市キャラクターデザイン使用承認取消通知書（様式第3号）により行うものとする。

（使用者の責任）

第8条 キャラクターデザインの使用に係る自己及び第三者への損害等について、市は一切の責任を負わない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほかキャラクターデザインの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。